

**令和4年福島県沖を震源とする地震により被災されたお客さまへの対応について
～お客さまのご契約に対する特別取扱い等～**

このたびの令和4年福島県沖を震源とする地震により被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、令和4年福島県沖を震源とする地震により被災されたみなさまに対し、以下のとおりご契約に対する特別取扱い等を実施いたします。

1. 保険料払込猶予期間の延長について

- ・ 令和4年福島県沖を震源とする地震により災害救助法が適用された地域のご契約について、お申し出により、保険料の払込猶予期間を最長6カ月間（2022年9月30日まで）に延長する取扱いをいたします。
- ・ 保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の保険料を2022年9月30日までに一括で払い込みいただく必要がございます。
- ・ ただし、猶予期間分の保険料全額の一括での払込みが困難な場合には、2022年10月から保険料を継続して2カ月分ずつ払い込みいただくことにより、保障をご継続いただけます。この場合、猶予期間分の保険料の払込期限は2023年4月30日までといたします。
- ・ なお、払込期限前にご希望の月数分の保険料を払い込みいただくことも可能です。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

- ・ 保険金・給付金などのお支払いについて正規のお手続き書類が整わない場合でも、公の証明書（自治体、警察等が発行した証明書等）のご提出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易なお取扱いをいたします。

以 上